

# 業務委託仕様書

## 1. 業務名

スマートフォンアプリを活用したウォーキングフレイル予防事業業務委託

## 2. 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3. 履行場所

各務原市内 ほか

## 4. 業務委託内容

### (1) アプリの構築、公開及び運用管理

5の条件及び6の機能を満たすアプリ（以下「アプリ」という。）を構築し、公開すること。また、対象者を市内在住65歳以上の者とし、以下のとおりアプリの運用管理を行うこと。

#### (ア) 運用管理

- ・ アプリの運用期間は原則令和6年10月1日～令和7年3月末日の6ヶ月間とする。ただし、令和6年9月13日（金）からイベントへの登録ができる状態にしておくこと。
- ・ 景品獲得に係る歩数計測期間（以下「イベント期間」という。）は10月1日～11月末日、アプリ利用機能に係る歩数計測期間（以下「アプリ運用期間」という。）は令和6年10月1日～令和7年3月末日とし、アプリ内で利用者が歩数の状況を把握できるような表示を施すこと。
- ・ イベントへの登録に際し、参加者が「個別 ID、ニックネーム」の入力ができるようにすること。
- ・ イベント参加者数は1,500名程度を想定しているが、想定に参加者数に増減があった場合であっても利用料は一律とすること。

#### (イ) 障害時の連絡体制

障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

#### (ウ) ユーザーからのアプリに関する問合せ先は受注者とすること。

#### (エ) OS 及びアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとする。

#### (オ) 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキ

セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において対応すること。

(2) 景品の仕入れ、管理、発送

歩数目標達成者に対して、景品の仕入れ、管理、発送を実施すること。また、景品の内容は原則発注者が決定するものとし、景品の金額および発送数については、歩数目標達成者リストから抽選を行い、当選した300名は1件3,000円相当および1件500円相当の2点、落選者は1件500円相当の1点を想定している。なお、3,000円相当の景品は市内の特産品等を想定しており、飲食物の場合、常温保管ができるものとし、500円相当の景品は当市特別支援学校生徒による製作物品とする。

目標達成者の希望景品と景品の発送先は、発注者から提供されるものとする。ただし、景品の送付先は、各務原市内に限る。

また、アプリを使用せずに事業に参加し、歩数目標を達成した者についても、発注者から歩数目標達成者リストを受領し、景品の仕入れ、管理、発送の対象者とする。

(3) 利用状況のレポートの作成及び提出

事業開始後、1ヶ月ごとに年代・性別・平均歩数等をまとめたレポート（様式1）を発注者へExcelデータで提出することとする（最終月は6ヶ月分のレポートも追加で提出）。その他、発注者の指示があった場合は、随時レポートを提出すること。

(4) チラシ、ポスターの作成、印刷

発注者と協議の上、チラシとポスターをデザインし、印刷及び納品すること。納品期限は令和6年7月5日（金）とする。ただし、チラシ、ポスターの規格は以下のとおりとすること。

(ア) チラシ

サイズ：A4 枚数：8,000枚 カラー：両面フルカラー

(イ) ポスター

サイズ：A2 枚数：50枚 カラー：片面フルカラー

5. アプリの条件

アプリは、既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとする。

- (1) リリースから1年以上安定した運用が継続されているものであること。安定した運用とは、障害発生時に速やかに復旧を行う体制が整備されており、長期にわたり使用不能となった事例がない、又は長期間の使用不能状況をもとに

改修を行い、その後1年以上継続して稼働していることをいう。

- (2) 日本語に対応していること。
- (3) iOSであればApp Store、AndroidOSであれば、Google Play 双方から入手可能であること。
- (4) 無償で入手可能であること。

## 6. 機能概要

アプリは公開時に以下の機能を実装していること。

- (1) アプリを起動していない状態でも歩数のカウントなど、必要なデータを収集できること。
- (2) 年齢区分ごとに目標歩数を設定することができ、イベント終了後に、目標達成者の抽出ができること。
- (3) 本事業に参加するユーザーを登録する機能があること。また、登録に際し、年代・性別等が登録・管理できること。
- (4) その他、本業務に資する機能等があれば発注者に対し提案を行うこと。

## 7. 業務委託料

別紙内訳表のとおり。

なお、「景品の仕入れ、管理、発送」に相当する委託料については、確定した実績に基づく精算を変更契約により行うものとする。

## 8. 契約代金の支払方法及び時期

契約金額の支払方法は、業務完了後一括払いとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 9. 著作権

- (1) 受注者は、発注者がアプリを本事業に関する広報及び広報活動等に利用する場合に限り、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受注者は、アプリにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。
- (3) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを発注者に対して保証すること。

なお、アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受注者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と発注者の間に著作権等上

の紛争を生じさせないこと。この場合において、当該使用に要する費用は、本契約金額に含まれるものとする。

#### 10. その他

- (1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、発注者からの要請に応じて、受注者に業務打ち合わせを実施すること。
- (2) 発注者は、受注者より示されるアプリの使用条件を遵守するものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。